海外レポート	**ベトナム　ホーチミン**

海外ビジネスサポーター　石川　幸

「VNeID:電子身分証明システムの動向に注目」

メガバンクで投資銀行業務等の幅広い経験を持つ。現地従業員 200 名。800 社超のお客様に市場調査、ビジネスマッチング、投資ライセンス、会計・税務・監査、労務・法務、M&A など幅広い側面で日系企業を支援。

＜トランプ関税、今後も要確認＞

米国トランプ大統領がベトナムと合意したと発表した 20%の関税について、ベトナム外務省は、正確には合意前で米国と協議中であると伝え、合意の詳細は発表されていません。また、ベトナム経由の再輸出について、米国側は「いかなる積み替えでも 40%関税とする、と厳格な運営を要求」とのことですが、詳細は不明で、関税率以外での発表はあまりされていないのが現状です。

＜VNeID：電子身分証明システムの動向に要注目＞

VNeID はもともと、ベトナム国民が行政サービスなどを利用するための電子システムとして活用されていましたが、生活の利便性向上や行政手続きの迅速化を目的に、企業や個人の情報の一元管理を進め、外国人・外国企業も登録対象に加わりました。その外国人の VNeID 登録が 7 月 1 日から開始され、非常に注目されています。現時点で判明していることを中心に記載しますが、今後の動向については注意が必要です。

■VNeID 登録内容：レベル１は基本情報、レベル２は顔写真と指紋情報を登録。法人用アカウントを利用するためには、レベル２までの登録が必要。

■VNeID 登録が必要な対象者（外国人）：14 歳以上のテンポラリーレジデンスカード保有者全員（レベル１の登録のみ）。法的代表者のみが、レベル１とレベル２の両方とも登録が必要。

■VNeID の登録に必要なもの（外国人）：①ワークパーミット　②レジデンスカード　③ベトナムの本人名義の SIM カード　④パスポート

■法人登録の場合の流れ：

①組織の長（現地法人の法的代表者）個人が、VNeID のレベル１と２に登録。企業識別アカウントが発行され、後日、VNeID アプリ上で、登録ができるようになる（アプリではレベル２のみ操作が可能）。

②VNeID アプリ上から法的代表者が企業情報を登録。企業登録証明に記載されている情報を入力すると、企業識別アカウントの登録が完了。

■現在、問題となっている点：①法的代表者部には TRC（テンポラリーレジデンスカード）が必要とされているため、TRC のない法的代表者は個人の登録（レベル１）すらできない。そのため企業識別アカウントが取得できない。

②特に法的代表者が非常駐である場合、TRC を持っていないケースがほとんどであり、登録ができない。公安当局は TRC を取得するよう言うだけで、対処方法がない。

③企業識別アカウントが取得できないと、今後の行政手続（企業としての税務申告・納税などを含む）ができなくなる恐れがある。企業識別アカウントの登録（法的代表者の TRC、VNeID 登録が必要）ができないと、行政システムにログインができなくなり、税務申告などもできなくなると言われている。ベトナムの個人所得税において、テンポラリーレジデンスカードの保有者は、保有した時点でベトナム税務上の居住者要件に該当する可能性が高く、その場合、全世界所得が課税対象となるため注意が必要。

＜加速する経済成長＞

好調な輸出が牽引し、第２四半期の GDP は前年比プラス 7.96%を達成、前期の 6.93%から成長が加速しました。世界中で不確実性が増している中で、注目度も高まっています。

＜個人情報保護法＞

2026 年 1 月 1 日から施行される個人情報保護法（PDPL）が国会で可決。すでに個人情報主体からの同意書の取得は義務化されていました。今後、ガイドライン・細則などで個人情報区分など、より具体的に明確化されると思われます。最新情報に注意を払う必要があります。